

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

23 春闘期闘争速報

2023年6月1日 全組合員配布

5.30 地公労総務管理部長交渉

臨時削減早期廃止!!長時間労働!物価高!

各種業務へ奮闘する職員への配慮を!

5月30日、地公労は『地公労春闘要求書』に基づく対県交渉に臨んだ。

冒頭、遠藤丞地公労議長(高教組執行委員長)は「新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザへの対応、昨年からの物価高に対し県職員は厳しい状況でがんばっている、そのような中県職員給与の臨時削減がさらに私たちの生活を苦しめている」と臨時削減の早期廃止を強く訴え、組合員の思いを代弁した。小岩総務部長からは「日頃から職務に尽力されていることに感謝する、給与の臨時削減への協力も重ねて感謝する」と話があったものの、臨時削減の早期廃止については、「見直す状況にはない」と回答した。要求書に対する主な回答は以下のとおり。

地公労要求	総務部長回答
労使関係の基本的事項	労使関係については、説明すべきものは説明し、話し合うべきものは話し合い、その中で合意形成を目指していくことが基本姿勢である。今後も諸般の勤務条件については、労使合意を目指して誠意を持って話し合っていきたい。
給与の臨時的削減課題	令和5年度まで職員給与の臨時的削減を行った上で、令和13年度をピークとする公債費の実負担により対応できると見込んでいるところであり、臨時的削減を見直すことができる状況にはないと考えている。 給与の臨時的削減を2度と繰り返さないよう、持続可能な財政運営の実現に向けて全力で取り組んでいく。当初予定の通り、今年度末で終了と考えている。
物価上昇を鑑みた実質賃金引上げ	給与水準は公民較差をベースとして、生計費や国及び他の都道府県の給与制度を踏まえた人事委員会勧告に基づき決定される仕組みとなっている。
初任給改善	人事委員会勧告に基づいて改定を実施してきている。 人材確保については、問題意識を持っているが、初任給水準がすべてではないと思っている。給与水準のアップデートでも検討されている。
長時間労働について	人事委員会規則等に定められた限度時間は遵守されるべきものであり、これまでも時間外縮減に係る通知等により周知徹底を図ってきた。引き続き働き方改革の取組を着実に進めていく。過労死基準を超えている職員がいることについては重く受け止めている。一方取組に停滞感があることから、行動計画を見直し、周知を行っている。管理職の意識が非常に重要と考えている。

臨時的賃金削減早期廃止に向けた回答はなかったものの、姿勢に変わりはない(23年度末で終了、収支改善が見られれば早期廃止)について確認をした。

人事委員会資料によると時間外100時間超職員は345人となっている。一方で県職員の定数が減っている、欠員が埋められていないとの報告が相次いでいる。部長からは回答の端々に法律や条例、他都道府県との均衡が発言されているが、特に教育現場においては定数法通りに職員の配置ができていないことは法律違反のなにもものでもない。冒頭議長あいさつにもあるように、物価高により生活厳しいものとなっている。また、働き方改革も思うようにすすんでいない、新型コロナウイルス感染症への対応も引き続いている。その中で日々懸命に働いている組合員の生活や職場環境・労働環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進にむけ、地公労に結集し、とりくみを強化していく。